○農林水産省告示第三千七十一号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十五年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月十八日　　農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタＩＣ110Ｇ－ＡＴ	213026	株式会社クボタ
〃	クボタＩＣ135Ｇ	213027	〃
〃	クボタＩＣ135Ｇ－ＰＣ	213028	〃
〃	ニューホランドＣＳ46	213029	日本ニューホランド株式会社
〃	ニューホランドＳＬＴＶ12	213030	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○国土交通省告示第千二百五十六号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十五年十二月十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平25第5001号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	九州産交バス株式会社	現行の基準賃率30円70銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃130円）を、基準賃率36円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）に変更する。
平25第5002号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	産交バス株式会社	現行の基準賃率31円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃130円。ただし、荒尾市内の路線にあっては140円）を、基準賃率36円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）に変更する。
平25第5003号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	熊本都市バス株式会社	現行の基準賃率31円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃130円）を、基準賃率36円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）に変更する。
平25第5004号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	熊本電気鉄道株式会社	現行の基準賃率29円40銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃130円）を、基準賃率34円00銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）に変更する。
平25第5005号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	熊本バス株式会社	現行の基準賃率31円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃130円）を、基準賃率36円80銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）に変更する。

○国土交通省告示第千二百五十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十五年十二月十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十五年十二月三日
二　登録番号　（二）第〇二十二号
三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社プライシングジャパン
四　住所　埼玉県三郷市上口一丁目百四十五番地
五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　埼玉県三郷市上口一丁目百四十五番地
六　法人である場合の代表者の氏名　瀬古茂二郎

○国土交通省告示第千二百五十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社日建学院から住所を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　住所の変更

変更前	東京都豊島区池袋二丁目六十八番一号
変更後	東京都豊島区池袋二丁目三十八番一号

二　変更する年月日　平成二十五年十一月二十六日

○国土交通省告示第千二百五十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－1022	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＷＤＲ－Ｃ6.6	車名：キャタピラー　型式：ＷＤＲ－ＰＷＲ、車名：キャタピラー　型式：ＷＤＲ－ＲＨＮ	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第千二百六十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｎ－1138	騒音防止装置　三菱　Ｈ13－６Ｒ10Ｆ３	三菱　ＱＫＧ－ＦＶ＊＊Ｖ＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三崎市幸区鹿島田一丁目１番２号